

岩国市がんばる農業経営体支援事業費補助金について

農業経営の安定化を図るとともに、農地の保全や多様な担い手の確保につなげることを目的として、農業用機械の購入、農業用施設の整備（詳細は裏面参照）に要する経費の一部を補助します。



補助対象者

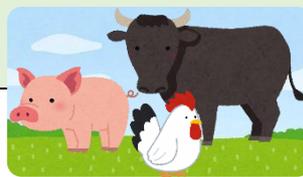
次の1と2の要件を両方満たす農業者等が対象です。

- 1 農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数等が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者であること。

①経営耕地面積	30a以上	②露地野菜作付面積	15a以上
③施設野菜栽培面積	3.5a以上	④果樹栽培面積	10a以上
⑤露地花き栽培面積	10a以上	⑥施設花き栽培面積	2.5a以上
⑦搾乳牛飼養頭数	1頭以上	⑧肥育牛（繁殖素牛含む）飼養頭数	1頭以上
⑨豚飼養頭数	15頭以上	⑩採卵鶏飼養羽数	150羽以上
⑪ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽以上		
⑫補助金の交付申請をする年の前年の農業生産物の総販売額	50万円以上		

- 2 次のいずれかに該当する者であること。

- | |
|---|
| ①岩国市内の農地を管理又は耕作する個人又は法人 |
| ②岩国市内の農地を管理又は耕作する2以上の個人又は法人が組織する団体（規約等、名簿を有するものに限る） |
| ③畜産業を営む個人又は法人 |



補助率及び補助限度額

補助率	補助対象経費の3分の1 ※千円未満切り捨て
補助限度額	20万円

受付期間・申請方法

受付期間	令和7年4月1日（火）～12月26日（金） ※予算額に達した場合受付を終了します。
申請方法	農林振興課又は各総合支所窓口備え付けの申込書を記入し、各窓口へ提出（申込書は市ホームページからもダウンロード可）



※農業用機械の購入、農業用施設の整備を行う前に申請し、交付決定を受ける必要があります。

※同一の農業者等が申請できるのは、1年度に1回限りです。

補助対象経費は裏面をご覧ください



補助対象経費

1点あたりの購入額が10万円以上（消費税除く）であって、次に該当するものを対象とします。（農業経営体としての規模要件を満たす事業種目に用いるものに限ります。）

<p>農業用機械の購入</p>	<p>①トラクター ②田植機 ③防除用動力噴霧器 ④コンバイン ⑤穀物乾燥機 ⑥畑作用作業機 ⑦自走式草刈機 ⑧その他の農業機械（畜産業に用いるものを含む）</p> <p>※トラック、刈払機、パソコン等の農業用途以外に供することができる汎用性の高いものは補助対象外です。 ※耐用年数が5年以上であること。中古の場合は2年以上であって、農業機械整備技能士等の資格を持つ者による整備保証を受けたものであること。 ※既存機械の更新の場合は、耐用年数が過ぎていること。 ※購入する機械の利用区域及び保管場所が市内であること。 ※補助対象事業について、国、他の地方公共団体及び市の他の補助金の交付を受けていないこと。 ※その他市長が必要と認める要件を満たしていること。</p>
<p>農業用施設の整備</p>	<p>①農業用ビニールハウス ②農機具格納庫 ③農業用集出荷施設 ④畜舎施設</p> <p>※施設の設置、附帯設備（加温施設）の設置等を対象とします。 ※車庫等の農業用途以外に供することができる汎用性の高いものは補助対象外です。 ※耐用年数が5年以上（中古の場合は2年以上）であること。 ※整備する施設が市内に所在すること。 ※補助対象事業について、国、他の地方公共団体及び市の他の補助金の交付を受けていないこと。 ※その他市長が必要と認める要件を満たしていること。</p>

その他の要件等

- ・補助対象事業を実施しようとする者（構成員含む）において、市税の滞納がないこと。
- ・この事業に関する収支その他関係書類について、翌年度から5年間保存すること。
- ・補助事業の施行状況等に関する調査に協力するものとし、このために必要な資料の提出を行うこと。

【お問合せ・申請書提出先】

農林振興課	0827-29-5113		
由宇総合支所農林建設課	0827-63-1114	錦総合支所農林建設課	0827-72-2116
周東総合支所農林課	0827-84-1117	美和総合支所農林建設課	0827-96-1112